

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御所市は、公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

御所市長

## 公表日

令和8年3月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)に基づき、町が管理する公営住宅の入居時の手続きで入居審査、連帯保証人の証明、同居人の異動等の各種申請時に個人情報として、住民票・納税証明・所得課税証明書等の提出を求め、公営住宅の入居者及び同居者の確認、収入認定、家賃決定、使用料納付管理、入居者の各種手続き等、申込者の入居資格審査及び入居決定等を行っている。また、住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)に基づき、改良住宅の入居や使用料の管理を行っている。</p> <p>公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1)収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答</li><li>(2)家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答</li><li>(3)敷金の徴収</li><li>(4)家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答</li><li>(5)入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答</li><li>(6)同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答</li><li>(7)明渡しの請求</li><li>(8)家賃の決定又は金銭の徴収</li><li>(9)明け渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答</li><li>(10)住宅に入居することができるようにするためのあっせん</li><li>(11)収入状況の報告の請求</li></ol> <p>なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	公営住宅管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市住・改住管理情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第27項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 第2条の表における情報照会の根拠(第53条) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第55条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業建設部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載された書類を送付する際は、記載誤りがないか、宛先に間違いがないか、送付誤りがないかについて必ず複数人でチェックを行っている。	



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施者における担当部署	①部署 環境建設部建築住宅課 ②所属長の役職名 建築住宅課長	①部署 産業建設部住宅課 ②所属長の役職名 住宅課長	事後	機構改革による
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成27年3月16日時点	1,000人以上1万人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 平成27年3月16日時点	500人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	IV リスク対策		追加	事後	新様式に伴う追加
令和3年9月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19号第7号、別表第二	番号法第19号第8号、別表第二	事後	見直しによる
令和8年2月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)に基づき、町が管理する公営住宅の入居時の手続きで入居審査、連帯保証人の証明、同居人の異動等の各種申請時に個人情報として、住民票・納税証明・所得課税証明書等の提出を求め、公営住宅の入居者及び同居者の確認、収入認定、家賃決定、使用料納付管理、入居者の各種手続き等、申込者の入居資格審査及び入居決定等を行っている。また、住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)に基づき、改良住宅の入居や使用料の管理を行っている。</p> <p>公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 (2)家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 (3)敷金の徴収 (4)家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 (5)入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 (6)同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 (7)明渡しの請求 (8)家賃の決定又は金銭の徴収 (9)明け渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答 (10)住宅に入居することができるようにするためのあつせん (11)収入状況の報告の請求</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)に基づき、町が管理する公営住宅の入居時の手続きで入居審査、連帯保証人の証明、同居人の異動等の各種申請時に個人情報として、住民票・納税証明・所得課税証明書等の提出を求め、公営住宅の入居者及び同居者の確認、収入認定、家賃決定、使用料納付管理、入居者の各種手続き等、申込者の入居資格審査及び入居決定等を行っている。また、住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)に基づき、改良住宅の入居や使用料の管理を行っている。</p> <p>公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 (2)家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 (3)敷金の徴収 (4)家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 (5)入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 (6)同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 (7)明渡しの請求 (8)家賃の決定又は金銭の徴収 (9)明け渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答 (10)住宅に入居することができるようにするためのあつせん (11)収入状況の報告の請求</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	見直しによる
令和8年2月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項19、35	番号法第9条第1項及び別表の第27項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第18条	事後	再実施に伴う変更
令和8年2月18日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番54 【情報照会】項番31、54	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】第2条の表における情報照会の根拠(第53項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第55条)	事後	再実施に伴う変更
令和8年2月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年2月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年2月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加。
令和8年2月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	マイナンバーが記載された書類を送付する際は、記載誤りがないか、宛先に間違いがないか、送付誤りがないかについて必ず複数人でチェックを行っている。	事後	様式変更に伴う追加。
令和8年2月18日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	見直しによる
令和8年2月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いとされる 対策 判断の根拠	なし	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う追加。
令和8年2月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いとされる 対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加。
令和8年2月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いとされる 対策 判断の根拠	なし	内部管理の徹底:特定個人情報が含まれる書類は、鍵付きのキャビネット保管、USB内には情報を残さず。また、物理キー付きパスワードUSBの使用を徹底させている。	事後	様式変更に伴う追加。